

【論文】

「国体」「政体」に関する大木遠吉の問題意識

—1910年代前半を中心に—

石井寿美世

1. はじめに

1-1. 本稿の目的・意義

本稿の目的は、拙稿「大木遠吉の「国家」観—1910年代前半を中心に—¹⁾ (2020年3月)において残されたいくつかの課題を考察することにある。今回は主に「国体」と「政体」に対する大木の問題意識を取り上げたい。前稿において、大木が抱いた理念としての「国体」「政体」について明らかにしたが、彼はその理念と実態とが乖離している面があることを問題視していたのである。

したがって本稿は、大木の思想の全体像を解き明かすための論考の1つという点で意義があると思われる。ある人物の思想の全体像を明らかにしようとする場合、基本的な思想の構造をまず解明することが重要であろう。この作業を経てからでなければ、具体的な社会的・政治的・経済的事象などに対し、その人物がどう認識しているかを本当の意味で解き明かすことはできないと考えられるからである。

大木の場合、文芸、教育、軌条、選挙制度、政党政治、財政、外交、植民地経営など、さまざまな時事に関する寄稿をしている。これは、もちろんその時々々の時事そのものに関心があったからであろうが、一見関連性のないテーマを手当たり次第に取り上げて論評しているようにも思える。しかし、テーマや文章の表面的な表現だけを捉えて「大木の考えは乱脈」と判断してしまうことは、彼の思想の表層的な理解にしかなら

1 拙稿「大木遠吉の「国家」観—1910年代前半を中心に—」『大東文化大学史研究紀要』4号、大東文化大学百年史編纂委員会、2020年3月

ないかもしれない。実際には彼なりに一貫した観点に基づいて時事を見ており、その結果、日本社会のさまざまな場面に問題点を発見している可能性もあるだろう。とはいえ、大木は政治家・教育者であって、理路整然とモノを書き残すことを生業とする学者というわけではないため、整合性を欠く面もあると思われるが、本稿では前稿で明らかにした大木の基本的な思想の構造に照らしながら、社会のどのような側面に「国体」「政体」に関わる問題点を見出していたのかを明らかにしていきたい。

また、大木に関する先行研究は、貴族院や内閣における動きを追ったものがほとんどで、その思想を解き明かした論考は管見の限りないという意味でも本稿の意義があるだろう²。なお考察の際に用いる史料は、雑誌への寄稿、および著書『我が抱負』（実業之世界社、1912年）の掲載論文である。

1-2. 理念としての「国体」「政体」

本論に入る前に、大木が理念と実態の乖離を問題視しているとするれば、まず理念として「国体」「政体」をどのように捉えていたかを再確認しておく必要があるだろう³。

大木が構想した、世界に比類のない「完全なる国家」・「真の国家」である日本の構造は、次のようなものであった。日本という「国家」を形成する主体は皇統と臣民であり、ここに「専権」・「覇者」は存在しない。両者は、皇統を頂点とし、その下に臣民がいるという円錐形の構造をなしている。この皇統と臣民は上下の関係にあるが、家族のごとき「君臣の関係」にある。このうち皇統は、「神代」から万世一系で「国家」を統治している。これが永劫不変の「国体」である。

2 小林和幸『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、2002年）、内藤一成『貴族院と立憲政治』（思文閣、2005年）、西尾林太郎『大正デモクラシーの時代と貴族院』（成文堂、2005年）など。

3 本稿において、主に大木の国家観、「国体」観、「政体」観などに関して脚注のない箇所は、拙稿〔2020〕を参照のこと。

「政治家」「実業家」「軍人」「農工商」「青年」など臣民はこの「国体」を理解し、「完全なる国家」・「真の国家」における構成員として「君徳の下に各臣道を尽」くすことが「自然の本分」となる。それは「国家的観念」を持って「国家の為に尽」くし「国家に貢献する」ことであり、「天職的責任」なのである。「臣」それぞれが「臣」として自己確立していることを前提に、彼らが「尽」くし「貢献する」対象は、あくまで「君」と自らを含む「国家」であり、「君」そのものというわけでも「国体」や「政体」などでもない。だからこそ「臣子自然の本分」には「国家組織の重要な一員と自覚」し、「国家と利害休戚を共に」することが含まれている。つまり日本という「国家」が大木の基軸的価値だったということである⁴。

その日本の「国体」は、天皇主権でありつつ「立憲的君主政治」という体制を有している。したがって、皇統のすぐ下には、上から順に政府、貴族院、衆議院が円錐台的に位置している。政府は、輿論を重んじる皇統の信任を受け、自らもまた輿論の代表である政党すなわち衆議院を重視し、「国家」のために政治を行う。貴族院は、「憲政の運用」に誤りがないよう政府と衆議院の調和をはかって監督を行い、「国家を本位」とする。衆議院は輿論があらわれる場所であり、臣民の代表として「国家」に尽くす。これらが「国体」の命運を左右する「政体」である。この「政体」は、時勢や各国の情勢を読み、日本の状況と臣民の意見に適った政治を実行することで「国家」に資する責任を有している。また、「政体」は皇統と臣民の間に位置していることから、両者に心理的な懸隔が生じない政治を行う責務を負うことにもなる。

大木は、世界の中で今日「日本帝国」だけが「完全なる国家」・「真なる国家」である理由は、他国とは異なり、「国家創始の極初」から「立憲的君主政治」体制や「国体」を有しているからだと主張している。その一方で、「過去」におきた「国家」に関わる問題は、「将来に於ても、同

4 川口浩、石井寿美世、ベティーナ・グラムリヒ＝オカ、劉群芸『日本経済思想史 江戸から昭和』勁草書房、2015年、pp.6-7

一の状態の下に於ては同一の結果を生ずるは明瞭である。のみならず、今後若しソウ云ふ事が起るとすれば、其結果は既往よりも一層恐ろしい事になる」と考えていた⁵。つまり、大木にとって、「神代」から続く日本という「国家」の歴史的過程は、現状の「日本帝国」と深く結びついているのである。

そのため、「国家を如何にせんと云ふ問題を解決せんとせば、是非とも国家創始の極初に遡つて考へる必要がある。それをせずして、只徒らに皮相のみに馳せて、経綸とか何とか騒いだ所で、此問題は到底解決せられぬ。経済とか、財政とか、産業とか、国防とか、それらは皆事務に属する事で、言はゞ枝葉の問題である⁶」と述べ、「国家」に関わる問題を議論する際に重要なのは、経済や国防などの「枝葉」ではなく根本に関してだと主張したのである。

その根本とは、日本が「完全なる国家」・「真の国家」として持っている構造ということになる。議論すべきは、この構造に問題が生じているかどうかだということである。この点について大木は、これから明らかにするように、「国体」そのものではなく「国体」を取り巻く状況、そして「政体」自体に問題があると考えている。

2. 「国体」をめぐる問題点

2-1. 「国体」への「固き信念」の不足

「国体」をめぐる問題は、大きく2つの問題を指摘している。1つは、「国体」に対する「日本国民」の「固き信念」が不足していることである。大木は日本の「国体」のあり方を説く中で次のように述べている。

【史料1】我国体の何物であるかを探求する事が日本国民の一大急務で

5 大木遠吉「我が開国の神髓を論じて帝国現状の弊所に及ぶ 上」（以下、「開国の神髓 上」）『実業之世界』8巻19号、実業之世界社、1911年10月、p.29

6 前掲、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.26

ある。其根本に遡つて国体の神髓を会得し、疑いのある者は倦くまで追求して国体に対する固き信念を抱くにあらずんば、国家の上より見るも、個人の職業より見るも、決して満足なる幸福を得らる可きものではない。何等、国家に対する信念もなく、常に不安の状態に在つては、国民は安んじて国家に信頼し、職業を励む事は出来ない。帝国の国体を了解する事は日本国民として当然の義務である。否権利である⁷。(1911年11月)

ここでは、「日本国民の一大急務」として「我国体の何物であるかを探求する事」が必要であると唱えている。このように説かなくてはならない状況に迫られていると認識していた、ということであろう。前稿で明らかにしたように、「国体」は「真の国家」の要素である。「真の国家」を内包する「完全なる国家」の「臣」は、「君徳の下に各臣道を尽」くす、「国家組織の重要な一員と自覚」する、「国家と利害休戚を共に」する、という「自然の本分」すなわち生来備わっている性質を持っている。一方で、「君」が有する「君主の大権」すなわち「国体」は、「開国の当初に於いて定められたる神髓」として「終始一貫して渝る事」なく存在している。しかし、存在していること、および「国家組織の重要な一員と自覚」していることと、「臣」がそれを「会得」理解し、「固い信念」として「疑い」なく「了解」納得していることとは別の問題、ということであろう。つまり「臣」が「自覚」を発現する、すなわち「国体」を「了解」するかどうかは自明ではなく、後得的なものだということである。

なぜこれが問題なのかといえは、「国体に対する固き信念を抱く」ことができなければ、「国民は安んじて国家に信頼し、職業を励む事は出来ない」からである。つまり、「職業を励む事」を通して「国家の為に尽」くし「国家に貢献する」ということができない、すなわち「臣子自然の本分」という天性を発揮できないことにつながるからである。これでは日本を

7 大木遠吉「国家に国体あるは世界中日本あるのみ」『実業之世界』8巻21号、実業之世界社、1911年11月、p.32

唯一無二の「完全なる国家」とみなすことはできないばかりか、「此光榮ある国家は亡ひて了ふ⁸」ことに陥りかねない。だからこそ、基軸的価値を「国家」に置いている大木にとって、「帝国の国体を了解する事は日本国民として当然の義務であり、「国家組織の重要な一員と自覚」し「国家と利害休戚を共に」するという「臣子自然の本分」という天性の発現を可能にする「権利」なのである。

また、「国体」を「了解」することは、後述する「政体」との関係からも重要だと大木は捉えている。彼は「輿論を根底とした政党政治を措いて、日本帝国の国体に最も適応せる政治は他に求める事は出来ない⁹」と考えていた。しかし現状、「国民党も屢々官僚を擁護するやうな態度を執つたり、「政友会が官僚党と情意投合せるが如きは一面官僚擁護」の傾向があると大木は見ている。こうした「官僚擁護」の「政党に依頼して真に立憲政治を行はんとするが如きは、木に搦つて魚を覓むるよりも更に愚かなる事」であり、「官僚派」が担ぎ上げている「元老政治を打破するに於いて、今日の政党に俟つ事が出来ない¹⁰。つまり現今の「政党」には「官僚」政治・「元老」政治の打破を期待することができない、と不信感を抱いているのである。

そこで、「新政党を樹立し、輿論政治の錦旗を押し立て」ることが必要と考え、「この意義ある新政党员たる可きものは、実に今日の青年である」と期待した¹¹。そしてこの実現には、「元気ある、意気ある青年を涵養する」ことが重要となるが、「国体とは如何なるものであるかと言ふ事を明示しなくては、真に元気ある青年を得る事はできない」ため、「国家的觀念を十分青年に堅く植えつけ」ることが必須となると大木は考えていた¹²。し

8 前掲、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.29

9 大木遠吉「隣国の動乱に鑑みて輿論政治を行へ」(1911年12月)大木遠吉『我が抱負』(以下『抱負』)実業之世界社、1912年6月、p.78

10 同前、大木「隣国の動乱に鑑みて輿論政治を行へ」〔1911年12月〕『抱負』p.81

11 同前、大木「隣国の動乱に鑑みて輿論政治を行へ」〔1911年12月〕『抱負』p.82

12 同前、大木「隣国の動乱に鑑みて輿論政治を行へ」〔1911年12月〕『抱負』p.83

かし実態は厳しい状況にあった。この「国家の後継者たる青年」は、「我が国体は如何なるものであるか、我国における君臣の関係は如何なるものであるか…会得する」ことにおいて「どうも心細い次第である」と大木は嘆いているのである¹³。

2-2. 「国体擁護」

とはいえ、次の史料のように、「国体」自体には何の問題も生じていないと大木は繰り返し主張する。しかしながら世間はさもそうでないかのように喧しい、と問題視しているのである。これが、大木が指摘する、「国体」をめぐる問題の2つ目である。

【史料2】 近来新聞紙の報道する処に依れば、国体擁護を標榜する処の国体が新に出来るとか、出来たと云ふ取沙汰であるが、一体擁護とは何であるか。物の危殆あつて、而して初めて擁護と云ふ事の意義を成すものである。苟も国体の擁護を唱導するのは、何等かの我が国体を毀損するやうな忌はしい事実の存在を確認した上でなければならぬが、然らば国体擁護の首導者等は何等のさる不祥事を認めて而して蹶起したものであろうか。我輩は断じて言ふ。吾が立国の大精神を触鼠するやうな危険なる事実、及び危険なる兆候は現下の日本国に存在して居らぬ。その要無きに国体の擁護を唱へ、平地に波淵を倦起して、一体何を為る積りであるのか¹⁴。(1913年6月)

大木の認識では、「国体擁護」という言葉が世間で取り沙汰されているが、「国体」を「擁護」という発想自体が誤りであり、「国体擁護」は「要無き」と断じている。なぜなら、そもそも「擁護」とは、その対象に「危

13 大木遠吉「青年の価値は小伶俐ならざるに在り」(1911年2月)大木遠吉『我が抱負』(以下『抱負』)実業之世界社、1912年6月、pp.224-225

14 大木遠吉「国体擁護団の怪根を断て」『実業之世界』10巻11号、実業之世界社、1913年6月、p.11

殆」が生じている時に必要となるもので、「国体」を脅かすような「危険なる事実、及び危険なる兆候は現下の日本国に存在して居らぬ」からである。「立国の大精神」である「国体」自体に一切の揺動はない、という認識である。

しかし、この「要無き」はずの「国体擁護」が世間では喧しく論じられているのである。彼は、「国体擁護の首導者等」の例を3つほど挙げて批判する。1つは上杉慎吉（1878-1929）に代表される「帝国大学の一部の学者連中」、2つ目は江木千之（1853-1932）・関清英（1851-1927）など「貴族院議員中の一部の老輩勅撰議員」、3つ目は「甕臣老人等」である¹⁵。ここで大木の「国体」論を相対的に見るためにも、彼らの主張をどう認識しているかを確認しておきたい。

1つ目の上杉は、天皇主権説を主張する神権学派の法学者として知られる。大木は上杉の議論を「美濃部達吉氏とは国体論の両極端として、好対照を為す¹⁶」としている。美濃部の学説は天皇機関説として知られている。国家は法人であり、あらゆる国家において主権はこの法人たる国家にある。統治権が天皇個人の権利であるとするならば、その行使は天皇の利益のためということになるが、それは「帝国古来の国体」に反する、というものである¹⁷。そして神権主義的な天皇絶対論に反対し、議会、特に公選議会の権威を重視する立場をとった¹⁸。これに対し上杉は、国家を主権者とすることは結局、日本を国民主権の民主国家とすることで、天皇機関説は天皇を国民の使用人とする説だと反論し、少なくとも大正期の初頭までは官僚政治・貴族政治を理想の政治と説く特権主義者であった¹⁹。大正デモクラシー期において、この上杉の学説は決して異端とはい

15 同前、大木遠吉「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.11

16 同前、大木遠吉「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.11

17 長尾龍一『日本国家思想史研究』創文社、1982年、pp.31-32

18 西田毅『概説 日本政治思想史』ミネルヴァ書房、2009年、p.137

19 前掲、長尾〔1982〕p.32、35

えない²⁰。しかし大木は上杉に対し、「凝固りたる君主神権論者である、政党政治を絶対に否定する処の余程怪奇なる異端左道の学究である²¹」と断じている。前稿の通り彼は、日本は「立憲的君主政治」に基づく「完全なる国家」だと認識しているため、議会の存在すなわち「政党政治」は「絶対に否定」すべきものではないのである。

この上杉の師に、穂積八束（1860-1912）がいる。穂積も美濃部らが主張した天皇機関説に抗し天皇主権説を唱えた人物として知られている。大木は穂積の国体論についても言及し、「腑に落ち兼ねる²²」と否定的に捉えている。彼は穂積の説について、「日本国の国体と政体とは共に決して多数の意見に依て決せらるゝものではない、上御一人のお考次第である。政府は大権に依つて存立して居るもので、何も多数の輿望などに依るものではない…国務最終の決は、上御一人の御方寸にある事である是れが我国体の真相である²³」と紹介している。

そしてこれに関し、大きく2つの点で疑問を投げかけている。1つは、「国民の公議輿論が…国務最終の決には関係がない²⁴」とする点である。彼はまず、「主権が上御一人に存する事は…何人もよく知つて居る所」と前置きしたうえで、天皇と国民の関係について、「日本国民の精神の集注する中心点である一国を一身に譬ふれば、元主は頭脳である。国民全般は其支体である。国民多数の痛痒は恐れ乍ら元主の痛痒遊さるゝ所である」と言及する²⁵。ここには、大木の構想する「完全なる国家」は、「君」が統治を行うものの「君臣の間に何等の覇者もなく」、「君」と「臣」が結びつき、「丁度一家の家長が家族を集めて、家政を相談し家事を処する如く、実には和氣洋々たる」一体性を持つという理解が反映されているといえるだろ

20 住友陽文『皇国日本のデモクラシー 個人創造の思想史』有志舎、2011年、p.94

21 前掲、大木遠吉「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.11

22 大木遠吉「御誓文の御趣旨を忘れたる帝国大学教授法学博士穂積八束氏」（以下、「穂積八束氏」）〔1912年4月〕『抱負』〔1912〕p.322

23 同前、大木「穂積八束氏」〔1912年4月〕『抱負』pp.322-323

24 同前、大木「穂積八束氏」〔1912年4月〕『抱負』p.323

25 同前、大木「穂積八束氏」〔1912年4月〕『抱負』p.323

う²⁶。

そのうえで、天皇が「明治維新の際、五ヶ條の御誓文は…旧時の陋習を破り万機公論に決す可しと仰せられて之を皇祖皇宗在天の英靈に誓」ったことから、「公論が最終の決に関係ないとは申されない」と穂積の意見に反論している²⁷。大木の考えでは、「立憲的君主政治」における「君権」は「君徳の表示」であり、「社会民衆悉く合議の上で、此方針が宜いと定まれば、夫を君主が採択」するのである²⁸。したがって彼は、「君あつて民なきは国家に非ず」、すなわち「君」だけでなく「臣」の存在も「完全なる国家」の要素として重視する立場をとっているのである²⁹。しかも「現行の憲法に於て未だ御誓文の御趣旨と相容れざる如き條項を発見する事が出来ない」と指摘し、「穂積博士は、何等か憲法上に於て心得違ひの点があ」と批判している³⁰。

もう1つの疑問は、穂積の考え方に拠るならば、「上御一人が事の焼点に立たせらるゝ事に帰着する³¹」点である。むしろ大木は、「上御一人をして是非の焼点に立たれる可く仕向くるは非常に危険³²」としている。なぜなら、「閣臣の任命はもとより大権にあるが、閣臣の物色は公論に基くものである、故に、輔弼の責に当るものは上御一人に対し奉りて重大なる責任があると共に、国民に対しても亦是非善悪の焼点に立たねばならぬが、仮に「独断政治」が行われた場合、その「御付合ひを君主に及ぼす制度」と見なすことは「危険千万」だからである³³。そして、「元首は絶対不可侵であ」ることは確かだが、「時に顕晦あり、運に隆否あり、後醍醐天皇は万乗元首であり乍ら、『天が下にはかくれ家もなし』と詠ぜら

26 前掲、大木「開国の神髄 上」〔1911年10月〕p.27、29

27 前掲、大木「穂積八東氏」〔1912年4月〕『抱負』〔1912〕pp.323-324

28 前掲、大木「開国の神髄 上」〔1911年10月〕pp.25-27

29 同前、大木「開国の神髄 上」〔1911年10月〕p.25

30 前掲、大木「穂積八東氏」〔1912年4月〕『抱負』〔1912〕pp.323-324

31 同前、大木「穂積八東氏」〔1912年4月〕『抱負』p.326

32 同前、大木「穂積八東氏」〔1912年4月〕『抱負』p.327

33 同前、大木「穂積八東氏」〔1912年4月〕『抱負』p.327、329

れた程に御窘迫遊された事があるではないか」と指摘する³⁴。かつて後醍醐天皇（1288-1339）が鎌倉幕府に捕縛された笠置山の戦いを引き合いに出し、穂積の説が「学者が文字ばかりに重きを置き過ぎて、社会の実状を顧みないがために、途方もない間違を惹き起す…危険極まる次第」に陥っている、と批難しているのである³⁵。幕府のような「専権」・「覇者」による「独断政治」が生じてしまった結果、天皇に害が及んだという歴史的事実があることを危惧したのであろう。

2つ目の江木は、文部・内務官僚経験者で、知事を歴任し、貴族院勅選議員となって文部大臣にも就いた政治家である³⁶。関も司法省・検事を経て知事を歴任後、衆議院議員・貴族院勅選議員に任じられている³⁷。彼ら「勅撰議員達」については、「元老迷信と云ふ一種の痼疾に冒されて居ると同時に、政党蛇蝎視病に陥れる処の老骨連で」、その「国体擁護」は、「元老擁護の方術」であり「何の擁護か僭上な沙汰か誤謬の妄執か大抵推察に難くない」と厳しく非難している³⁸。

「勅撰議員達」が祭り上げている「元老輩」は、確かに「明治維新建設に参尽して偉大な功をも得た」ものの、「既にその功勞に幾何倍する処の恩典優遇尊敬を皇室と国民とより酬いられて、荣誉富貴に果報焼けして居る」くらいだと大木は指摘する³⁹。そしてむしろ「現在に及ぼせる罪科」が大きく、「権勢を擁して閥族の根底を政府に鞏うせん」とし、「動もすれば君主神権にして、憲政の運用を阻碍、今に至るも尚反省する処なき、其罪断じて恕し難い」と明言している⁴⁰。

ここでも「君主神権」的政治には否定的であることがわかる。なぜなら「所謂君主神権の裏に」「不敬共和主義等の珍妙な音」が潜んでいるか

34 同前、大木「穂積八束氏」〔1912年4月〕『抱負』pp.326-327

35 同前、大木「穂積八束氏」〔1912年4月〕『抱負』p.327

36 衆議院・参議院編『議會制度百年史』1990年、p.101

37 同前、衆議院・参議院編〔1990〕p.132

38 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.12

39 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.12

40 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.12

らである。「彼ら閥族の与党は、不敬不忠の語の不可抗力を有するを利して、是を真向に振挿して、彼等に苟合せざる者を圧伏し去らんと企図」し、「士人の論議を箝し、言論を枉屈せしめ、憲政の進路を逆転せしめんと」しているのである⁴¹。そしてこうした思想の「嫩葉が元老と云ふ怪根から萌出るとあつては…元老禍の絶滅に奮迅しなければならぬ。官僚派の根絶に努力せねばならぬ⁴²」と糾弾している。

大木は、1910年におきた幸徳秋水(1871-1911)による大逆事件という「例外」を除き、皇統に対する「不敬不忠」は「殆ど不用に属して居る」、すなわち「会得」しているかどうかは別にして、万民はいずれも不敬不忠の気持ちは抱いていないとしている⁴³。もちろん大木もその一人であろう。そして前稿で明らかにした通り、日本の「国体」は天皇主権、統治者は天皇であるという信念も抱いている。ただし「政治」に関しては、「君主立憲政治」を唱えていた。したがって、江木らに対する批判を踏まえれば、主権は天皇にありつつも、その運用は「政党」による「政治」、「憲政の運用」を重んじているといえるだろう。だからこそ、「憲政の運用を阻碍」、「憲政の進路を逆転せしめんと」するが如き「政党蛇蝎視病」の政治家、藩閥・官僚・陸海軍などを基盤とする「官僚派」の政治家、「元老」の存在には否定的なのである。

「官僚政治」「元老」の問題については3-1、3-2で述べるが、この背景には、彼自身が対抗する「官僚派の狙ふ所となりて落選⁴⁴」するなど「年月元老禍に虐げられ⁴⁵」てきたから、という個人的な事情があるかもしれない。とはいえ彼らは、「政体」が最も重視すべきは「輿論」という大木の理念から外れる、「輿論を無視する一派⁴⁶」なのである。そして、1910年

41 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.16

42 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.16

43 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.16

44 吉野鉄拳禅『党人と官僚』大日本雄弁会、1915年、p.571

45 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.16

46 大木遠吉「元老の死を待つとは何事ぞ」(1911年11月)『抱負』〔1912〕p.66

代前半という時代からすれば、「憲政の運用」「憲政の進路」を重んじる大木の主張が、いわゆる大正デモクラシーを反映したものであることも否めないであろう。

3つ目の「甕臣老人等」すなわち国学者・林甕臣（1845-1922）などが首唱する「国体擁護」は、上杉や江木らよりも理由が具体的だと大木は考えている。彼によれば、林らは「西園寺侯の違勅問題」と「議会に於ける尾崎行雄氏の所謂不敬演説」の2つが、「我が立国の精神に悖戻し、国体の精髓を毀損するものと臆断して、国体擁護を高唱」しているという⁴⁷。

しかし、前者については「危機でも何でも無い⁴⁸」と大木は否定する。1913年2月、第三次桂太郎（1848-1913）内閣は、政友会から内閣不信任決議案を提出された。そのため桂は大正天皇（1879-1926）に、政友会総裁の西園寺公望（1849-1940）に対して不信任案を撤回させる優詔を出させた。西園寺は撤回に向けて政友会の議員に働きかけたが、不信任案は議会を通過する⁴⁹。「違勅問題」とは、この天皇の優詔を実現できなかったことを指している。しかし大木は、これはあくまで「時局の収拾に附て御下問のありし次第に外ならぬ」のであり、「勅語では無かった」としている⁵⁰。むしろ「先づ以て時の首相桂公の責任を糺さなければならぬ⁵¹」という理解を示している。

また後者も、「不敬を以て律すべき失言では無い⁵²」としている。1913年2月、内閣不信任決議案が出された帝国議会において、立憲政友会の尾崎行雄（1858-1954）が「国務に関する所の勅語に若し過ちあったならば」

47 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.12

48 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.13

49 山本四郎「大正初頭の国体親皇室観—尾崎の護憲演説・西園寺の違勅問題を中心に—」『史林』62巻5号、史学研究会（京都大学文学部内）、1979年9月、pp.85-87

50 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.14

51 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.14

52 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.14

と演説で発言し、これが「不敬」にあたるという批判を浴びた⁵³。しかし大木は、「畏多き申條ながら、天皇は絶対に御過失なしとせば憲法は不用の贅文に属するであろう⁵⁴」としている。なぜなら「欽定憲法を以て天子亦自ら守る可き規矩の在りて存するを體示し」ており、「輔弼大臣の責任の規定は即ち此に職由する」からである⁵⁵。ここには、憲法が天皇の守る可き規矩を規定しているという考えが見られる。そして尾崎の発言は、「内閣の責任を明瞭ならしめんが為」のものであり、「閥族閣臣等の動もすれば天皇神権説を盾として、内閣の責任を曖昧ならしめ」ようとするこゝへの批判だと見なしている⁵⁶。ここでもやはり矛先は「閥族閣臣等」に向いていることがわかる。

明治から大正にかけての日本の政治は、倒幕運動で功績を挙げ、その後の政府を指導してきた「元老」と呼ばれる人物たちが支配的であった。大木の考える「元老」の問題点については後述するが、実態としてその多くは倒幕の中心となった薩摩藩・長州藩の出身者で、法的な規定はないものの、内閣総理大臣を決定できる権限を持ち、いわゆる藩閥政治を行っていた。こうした藩閥による寡頭体制を批判し、明治憲法による立憲主義思想に基づくある種の民主的な政治を望む動きが1910年代から台頭してくる。「憲政の運用」「憲政の進路」を重んじる大木の主張が、この動きの1つである大正デモクラシーの反映だとすれば、尾崎に対する援護も第一次憲政擁護運動に対応したのもでもあったといえよう。

こうした3者との対比として、大木は美濃部達吉(1873-1948)と筧克彦(1872-1961)の名を挙げている。天皇機関説を説いた美濃部は、大正デモクラシーにおける代表的理論家として知られる。ただし大木は美濃部の学説について特に語っていない。一方で、「美濃部氏とも行動を共に

53 前掲、山本〔1979年9月〕p.75

54 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.14

55 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.14

56 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.14

し得べき道理⁵⁷」を持つ人物として、寛については多少の言及がある。寛は法学者・神道思想家として知られ、美濃部とは帝国大学の同期生であった。美濃部と寛とは意見を異にしていたものの、天皇の政治的立場は皇祖皇宗の祭祀を行うことにより正統化されるという祭祀大権に関する学説については近いものがある、と美濃部自身が同調している部分もあった⁵⁸。

寛の学説は『古事記』を聖典としている⁵⁹。彼は天皇と臣民との関係について、「臣民は、いわば小我という利己を捨てることによって、「真正なる自分」として天皇の「御慈心」によって再生・救済されるために天皇と一体となる⁶⁰」と説明する。言い換えれば、臣民の人格は、天皇の「御慈心」のあらわれでもあるため尊崇の対象とさえなり、決して軽視されるものではないのである。こうした考え方は、大木とはやや異なるかもしれない。

大木は「臣民」と「国家」との関係について語る中で、「民衆を国家組織の重要分子と目するのは、其民衆の公的方面を指すのであつて、他の私的方面は決して爾く国家組織の上に重要な者では無い。そして其私的方面とは、即ち前へに云つた自己である。…自己が只一つあれば単に一人であるが、それが連続し集合すれば即ち民衆である。故に其単位たる自己を絶対に棄てしめる事は出来ぬ。…故に国家を論ずる者は、必ず常に多数の状態、多数の境遇を参酌する必要がある。単一なる真の自己は棄てねばならぬが、絶対に自己を棄てよと云ふ事は出来ぬ⁶¹」と述べている。これによれば、「悉く国家を共同に負担して、皆国家組織の重要な一員」として「民衆」という存在がある。この「民衆」は、「自己が

57 同前、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.12

58 市原昌三郎「一橋と公法学—憲法学・行政法学—」『一橋論叢』日本評論社、1985年4月、p.474。前掲、長尾〔1982〕p.39

59 前掲、長尾〔1982〕p.37

60 前掲、住友〔2011〕pp.282-283

61 前掲、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.27

只一つあれば単に一私人であるが、それが連続し集合すれば即ち民衆である」という言葉からすれば、「自己」を持つ「私人」の集合体でもあると捉えている。すなわち「民衆」には、「国家組織の重要分子と目」される「公的方面」と、「国家組織の上に重要な者では無い」「自己」からなる「私的方面」とがある。

つまり大木は「民衆」のあり方を公私で分け、「公的」な側面として「国家組織の重要分子」である「臣民」の「自覚」や役割を求めている。一方で「私的」な側面については、「単一なる真の自己は棄てねばならぬが、絶対に自己を棄てよと云ふ事は出来ぬ」、「国家の大事を論議する場合には、先ず自己観念を棄てねばならぬ…議論が偏頗に傾いて正鵠を失する事になる。と云つて我輩は絶対に自己観念を棄てろとは云はない。…国家の事を論ずるのに自己本意ではイケない。所謂我田引水の説では駄目だ⁶²」とも述べている。したがって、「民衆」は「単位たる自己」を持つ「私人」の集合体という一面があるがゆえに「自己」は「絶対に棄てしめる事は出来」ないものの、「国家の事」「国家の大事」「国家を論ずる」に際しては、「単一なる真の自己」すなわち「我田引水」、他人のことを考えず自分に都合が良いように発現し行動することは控え、「国家組織の重要分子と目」される「公的方面」に重きが置かれるべきだということになる。

とはいえ、寛は、「天照大御神は群神の意に従ひてやがては天の岩戸よりお出になり、大事ある毎に殆んど必ず群神を集めて御相談をなされ、又思兼神に思はしめて行動なされたのである。…日本古来の理想は決して専制ではなかつたことを證明して余りある⁶³」としている。これは、「完全なる国家」には「専権」があってはならないという大木の理解、「立憲的君主政治」が「神代」からの「趣旨」であるという認識と一致しているといえるだろう。そのため、彼は寛の説について、「吾が建国の勦めに於て、政事は既に八百万の神々の合議に依つて遂行せられたること、即

62 同前、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.25

63 寛克彦『古神道大義 皇国之根柢万邦之精華』清水書店、1913年、p.276

ち換言すれば、輿論政治は吾が建国の大精神であることを説いて居る」と述べ、「我輩も至極同意」し「敬愛の意を持」っている、と高く評価している⁶⁴。

3. 「政体」をめぐる問題点

3-1. 「官僚政治」と「政党政治」

こうした「国体擁護」に関する批判や評価からは、主権は天皇にあると認識しつつも、その運用は「輿論」が反映されているはずの「政党」による「政治」に重きを置くべきと考えていることがわかる。それは「官僚派」「元老」などによる政治への反発の現れでもある。

【史料3】官僚政治とは昔藩政時代に於ける政治の如く少数者によつて運為せらるゝ武断政治を言ふが如くである。果して然らば官僚政治なるものは此の立憲政治組織の下に於て両立の出来るものではない断然排斥し去るべきもので苟も其の痕跡をだも存在することを許すべきではない…之れに代る可きものは政党政治であると思ふ⁶⁵。(1913年6月)

先述の江木の議論でも言及したが、「いまわしき官僚政治」は、本来「御誓文」によって「万機を公論に決すべき大詔を発せられ、次いで国民一般に参政の権利をも授けられ」たことで、「存在すべき筈ではない」⁶⁶。しかし、「我國民は一千年来幕府と言ふ仲間覇者があつて国政を執り、國民の多数は政治を知らざりし因習の惰勢がある故に或る時期迄此方面に対する準備時代」においては、やむを得ない「政体」であった⁶⁷。とはいえ、その後の「政党政治」の運用によって「根絶」されるはずであったにもかかわらず、「明治も四十余年を経たる今日其の是非を論議するのは実に

64 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.12

65 大木遠吉「官僚政治乎政党政治乎」(1912年4月)『抱負』〔1912〕pp.263-264

66 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.267

67 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.267

解す可らざる大怪事である」と批難する⁶⁸。

大木が考える「官僚政治」という「政体」の問題点の1つは、史料3の通り、それが「少数者によつて運為せらるゝ武断専政の政治」で、「立憲政治組織の下に於て両立の出来るものではない」と断じている。なぜなら「少数者の意志を以て妄りに国事を専断処理する政治を排し、輿論を重んじて合議的に万機を公論に決せらるゝ」ことが「御誓文」の趣旨だったからである⁶⁹。すなわち、「神代」の「奉戴すべき趣旨」、「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨」だからである。だからこそ、「万機を公論によつて決するのが政治の根本である以上は政党政治に進むのが当然の成行である」と強調する。「政党政治」は「上御一人に対し奉り責任を負ふのみならず、国民に対しても亦重大なる責任を負ふので常に輿論を重むじ、決して独断的武断的に政治をやらぬ」からである。日本は「君」・「臣」が結びつき、「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨」が徹底されている「完全なる国家」である、と大木は認識している。それにもかかわらず、「官僚政治」の存在によって、「武断専政」「専断処理」が行われるような「専権」・「覇者のある⁷⁰」状態が生じるのだとすれば、日本が「不完全の国家」に陥ることになる、という意味でも、「官僚政治」は完全に否定されるべきものであったと考えられる。

「官僚政治」の2つ目の問題点は、「武断的専制的であるが故に其の政変に際しても敢て革命とは申さないが大変革に際しては武力的に更迭が行はれ往々にして流血の惨を見る」ことであり、「非立憲の弊」だと非難している⁷¹。これに対し「政党政治」は、「言論を以て国民に対し、輿論を重じて政変が起る。…而して政党は立憲政治の要素であり又其の根柢で

68 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.264

69 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』pp.263-264

70 大木遠吉「我が開国の神髓を論じて帝国現状の弊所に及ぶ 下」（以下、「開国の神髓 下」）『実業之世界』8巻20号、実業之世界社、1911年10月、p.26

71 前掲、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』〔1912〕p.265

ある。故に政党政治は其の政変に際しては流血の惨を見る如き武断的な陋態を打破し、御誓文の御趣旨にも合致する政治⁷²」だと説明している。したがって、「官僚政治」は「危険極まるもので、一步誤れば国を亡ぼす⁷³」、「開国進取の今日に於ては斯の如き政治にして、一度誤るあらば直ちに国を亡ぼし、国を失ふの結果に陥る」と断じる。「政体」は「国」を亡ぼす可能性を含むという点において、「国家」を基軸的価値としていた大木にとってはまったく認められる存在ではなかったのである。

3つ目の問題点は、「官僚政治は其巨魁の責任不明なるが故に暗々裡に失態を醸しても其罪九族に及ぼす事がない政治である⁷⁴」ことである。「昔日の將軍たる仲間覇者が在りし時は一旦失態を醸せば罪九族に及ぶと云ふ制裁を免れずして茲に新運を開き決して君主には累が及ばないが故に国体の根本には変動を生ぜぬ。然るに今日立憲の治下に於て専制を行へば累を万乗の君に及ぼすの虞がないとはいへぬ⁷⁵」のである。なぜなら、大木の考えでは、「政体」は「国体の隆興」を左右し、「国体の生命に関」わるからである⁷⁶。したがって「更に層一層危険な政治で今日は最早存在を許すべきではない⁷⁷」と説いている。

ただし、「之れに代る可き⁷⁸」「政党政治」も、必ずしも全幅の信頼を置けるものではないと大木が考えていたことは、前稿で説明した通りである。彼は、「政党は必要なものであるが、政党のみでは危険だから、其欠を補ふには何うしても第二院が必要である」として、衆議院・貴族院の「二院主義」を唱えている⁷⁹。なぜなら「政党」は、「各地方々々の人民より選挙せらるゝものなるが故に、其地方地方の利害問題に束縛せられて、場

72 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.265

73 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.265

74 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』pp.268-269

75 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.269

76 前掲、大木「国家に国体あるは世界中日本あるのみ」〔1911年11月〕pp.31-32

77 前掲、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』〔1912〕p.269

78 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.264

79 前掲、大木「開国の神髓 下」〔1911年10月〕pp.26-27

合によりては、自身国家の不利益になることを知りつゝも、心ならずも之がために左右せらるゝ虞れ」があるため、「真に国民の代表者として国家に尽すことの出来ない場合がある⁸⁰⁾」からである。これでは「国民輿論の府たる衆議院⁸¹⁾」とはいえない。

また、「政党」の政治的態度についても問題視している。「政党の分立は憲政の運用上必要の要件であり、且つかくあるべきだと信ずる。政界の二分路は尤も理想的である」と認めてはいるものの、実際の対立政党の主張するところの「根底には…確かに官僚打破と言ふ大精神が流れ相通じて居る筈なるに、彼等は唯徒に枝葉の小問題に就いて相争」っているのである⁸²⁾。「政党」が向かい合い立ち向かうべきは、「政党以外に超然として立ち、憲政を私せんとする政党の大敵」すなわち「官僚政治」であるにもかかわらず、これに「突撃せない」ことに大木は不満を抱く⁸³⁾。

そしてこれは「要するに…自覚せざる国民の罪」であり、「憲政の治下政党意外に立つて国民は起ち断々乎として膺懲すべき」と主張する⁸⁴⁾。つまり、「国民輿論」の側にも原因があると大木は考えていたのである。彼によれば、「昔日の武士の階級は政治の一部に参与し、其の食禄に晏如として本分を固守する事が出来た結果、其の国を思ひ、其の君に酬ゆる責任の自覚は確實であつたが、今や失業の士族は食禄に離れ、国家組織の一員たる自覚稍薄らぎ、且つ一方農工商の階級では藩制時代の情勢に馴れ均しく参政権ありと雖も未だ国家組織の一員たるの自覚痛切ならず、故に国民は挙げて皆国民的自覚が割切でない⁸⁵⁾」。すなわち、国民において国家の政治に関与しているという自覚が薄く、「国民を基礎とする政党

80 大木遠吉「改選前の貴族院観」(1911年8月)『抱負』〔1912〕pp.187-188

81 同前、大木「改選前の貴族院観」〔1911年8月〕『抱負』p.191

82 前掲、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』〔1912〕p.270

83 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.270

84 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.270

85 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.269

の尚理想に遠ざかる事千里万里なるは明かな事実⁸⁶」なのである。そのため、「官僚を排すと共に国民を覚醒せしめ、政党を誘導善化すべき⁸⁷」と主張する。既述のように、大木は「真の国家」「完全なる国家」の「臣」は、「君徳の下に各臣道を尽」くする、「国家組織の重要な一員と自覚」する、「国家と利害休戚を共に」するという「臣子自然の本分」を持っていると考えていた。日本が「真の国家」「完全なる国家」であるためには、「臣」たる「国民」は政治に関して参政権を有する「国家組織の一員たる自覚」を発現させることが必須であると捉えたのであろう。

3-2. 「元老」

冒頭で述べたように、大木の理解によれば、この「臣」と、その上にいる皇統の中間に存在しているのが「政体」である。この「政体」は皇統と臣民の間に位置しているがゆえに、両者に心理的な懸隔が生じない政治を行う責務を負うことになる。

彼は日本の歴史的過程を古代から振り返り、蘇我氏を倒した「(藤原)鎌足の功績は固より偉大であつた」と評価している。しかしその「功賞を賞し過ぎた」ことが「最初一步の誤り」となって「藤原氏の跋扈」を生み、これが「北條、足利など云ふ大逆臣の世」を到来させたと説明している。そして、藤原氏のような「貴族の専権跋扈」に対して「正統天子のお咎めが無い」ため、「皇室に対する人民の親しみの薄らぐ」状態に陥ったと述べている⁸⁸。つまり「君臣の関係」が崩れ、「君臣の隔離⁸⁹」が生じてしまったのである。このように、「権勢を擅まゝにし、人民の休戚以外に皇室を奉戴し専ら私利私腹を図」ったことで「皇室の陵遲を来し、人民を塗泥の苦に陥らしめたという事実」が過去にあるため、将来にも「同

86 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.269

87 同前、大木「官僚政治乎政党政治乎」〔1912年4月〕『抱負』p.269

88 前掲、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.28

89 同前、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.27

一の結果」がおこりうると大木は考えている⁹⁰。

大木にとって、この「同一の結果」をもたらすものの1つが「日露戦争の衝に当た為政者の功績⁹¹」である。彼らの功績は「実に偉大であつた。然し其論功行賞は…過賞」である感は否めず、「国民の休戚を度外にして私腹を肥やす」傾向、そして「君主と人民との間に堡障を設けて之を隔離するやうな動き」が生じていることに警鐘を鳴らしている⁹²。あわせて、この「為政者」の中には、「国家の神髓を知らず、立国の根本義を弁へざる廟堂の諸公や政治家等が時勢に適せざる政治を施す」者もあり、「返すへすも慨嘆の至り」だと批判している⁹³。

「国家の神髓」「立国の根本義」とは、前稿で明らかにした通り「国体」を指している。この「国体」については、前述のように、それを脅かす「危険なる事実、及び危険なる兆候」は現状存在しないと大木は認識していた⁹⁴。しかし、その「国体の生命⁹⁵」を左右する「政体」に関しては、「廟堂の諸公や政治家」という国政に携わる今日の「為政者」が「完全なる国家」「真の国家」に相応の「政体」の体をなしていない、と捉えているのである。

そうした「為政者」の中で特に大きな問題と見ている存在が、「日本開国以来、未だ曾て見ざる不文の制度⁹⁶」としての「元老」であった。2-1・2-2でも述べた通り、勅選議員のような「官僚派の一派は自己存在の必要上、元老を制するに元老を以てする的手段を執…一種の元老操縦を行⁹⁷」っている。確かに「元老」は「家国民生の為めに身命を犠牲にして生死の衢を出入し維新の鴻業を翼賛した功労は没す可らざるものがあ

90 同前、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.29

91 同前、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.29

92 同前、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.29

93 前掲、大木「国家に国体あるは世界中日本あるのみ」〔1911年11月〕pp.41-43

94 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.11

95 前掲、大木「国家に国体あるは世界中日本あるのみ」〔1911年11月〕p.32

96 前掲、大木「元老の死を待つとは何事ぞ」〔1911年11月〕『抱負』〔1912〕p.67

97 同前、大木「元老の死を待つとは何事ぞ」〔1911年11月〕『抱負』p.70

る⁹⁸」ことは大木も認めている。しかし問題は、「元老」という存在が、「官僚派なる非政党主義者⁹⁹」が「輿論を無視し、延いて宦臣政治流の傾向を帯びたる政治を行ふに至つた…大に其の素因¹⁰⁰」となっていることである。

【史料4】元老の活躍した時代は過ぎた。其思想も亦極めて旧式である。彼等の思想は殆んど今日の時勢に適合しない。…報国と言ふ觀念はあるに相違ないが、既に時代と懸け離れた頭を以て、過去に成功したる如く将来に於いても有効にして価値あるものと自信し、自己の独断的偏見の意見を以て政治に容喙する。然かも彼等は表面上何等の責任もない。当事者を制肘して失敗すれば当事者の責任となり、若し成功すれば其功を其手に収むると言ふ至極厄介なものである¹⁰¹。(1911年11月)

ここでは「元老」について、「政治に容喙」はするが「何等の責任も」とらないにもかかわらず、「国防上有力なる発言権を保留して居るので、裏面に絶大なる権利を有し居るので…恐る可きもの¹⁰²」「厄介なもの」と評している。大木にとって「元老」はまず、「独断的偏見の意見を以て政治に容喙する」「政体」であり、そうした「政体」は、「官僚政治」と同じく「専権」・「覇者のある」状態と等しく、日本が「不完全の国家」となるという意味で否定されるべきものであっただろう。また、「思想は殆んど今日の時勢に適合しない」ことは、大木の考える日本の「国体」と相容れない。「政体」とは、「其時代に適應して各国の是非を斟酌して国体民情に適つた政治を施す」ものであり、「政体の如何が」「国体の隆興に及ぼ」し、「国

98 同前、大木「元老の死を待つとは何事ぞ」〔1911年11月〕『抱負』p.68

99 同前、大木「元老の死を待つとは何事ぞ」〔1911年11月〕『抱負』p.69

100 同前、大木「元老の死を待つとは何事ぞ」〔1911年11月〕『抱負』p.67

101 同前、大木「元老の死を待つとは何事ぞ」〔1911年11月〕『抱負』pp.68-69

102 同前、大木「元老の死を待つとは何事ぞ」〔1911年11月〕『抱負』p.69

体の生命に関わるのである¹⁰³。だからこそ、「国政を司るものはよく各国の政治の是非を斟酌し、国勢民情に適合したる政体を組織する事が必要」になる¹⁰⁴。つまり「元老」は、「其時代に適応して」いないという点で、「国体」を揺るがす存在として見なされるのである。そのため、「我国体の精華を中外に発揚せんと欲せばまづ此元老政治の打破に力を注がなくてはならぬ¹⁰⁵」ことになる。

3-3. 桂太郎

この「元老」の1人に、内閣総理大臣にも就任して天皇の行政大権の行使を輔弼する立場にあった桂太郎がいた。大木はこの桂に対し、さまざまな観点から繰り返し批判を浴びせている。中でも一番の問題としたのは、「超然内閣武断内閣¹⁰⁶」だということであろう。

【史料5】桂といふ男は飽くまでも武断的、専制的に出来て居るので、到底非立憲的の総理大臣である¹⁰⁷。

既述の通り、日本は「完全なる国家」であり、「専権」「覇者」のいない「立憲的君主政治」を、「神代」の「奉戴すべき趣旨」、「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨」として「徹底」させてきたと大木は考えている。しかし桂はその「(御)趣旨」と相反する「武断的、専制的」「政体」なのである。

そのために生じたと弊害の1つとして、政治に対する「民心」の不満を大木は指摘する。1901年に誕生した「上下両院に自己の与党の多から

103 前掲、大木「国家に国体あるは世界中日本あるのみ」〔1911年11月〕pp.30-32

104 同前、大木「国家に国体あるは世界中日本あるのみ」〔1911年11月〕pp.30

105 前掲、大木「元老の死を待つとは何事ぞ」〔1911年11月〕『抱負』〔1912〕p.71

106 大木遠吉「桂内閣の政策」(1911年8月)『抱負』〔1912〕p.164

107 大木遠吉「皇室の尊厳を犯し奉る桂侯」『実業之世界』実業之世界社、1910年1月、p.12

ざる」第一次桂内閣では、貴族院に対して「山県派を使族して他派を操縦せしめ」、衆議院に対しては野党の立憲政友会・憲政本党に「売らん哉倚らん哉主義」で懐柔し、「以て両院をして政府に対し肉迫するの余地あらしめざるに至り、政府は其間に自家の勢力を張り、基礎を鞏固に」したという¹⁰⁸。したがって、「民心は倦怠を生じ、山雨將に来らんとして風樓に満つたの状態とな」ったのである¹⁰⁹。また、日露戦争においては「挙国一致を以て漸く政府を助けるも、ポーツマス条約の失敗によりて、民心激昂¹¹⁰」を生じさせることにもなった。

そのうえ、第一次桂内閣の後に成立した第一次西園寺内閣が1908年に倒れたのは、桂が「枢要の機関」や「元老筋」に対し、西園寺と社会党との接近という事実無根の情報や財政方針の誤りなどを「注入」「煽動」するという、「陰険老獪な手段」を用いたからだと批難している¹¹¹。「政策の意見の差異によつて堂々と正面から争つて敵を潰すなら立派なものであるが、こういふ讒誣中傷を以て敵を苦しめる」ことは「非立憲の行動といふ可き」だという¹¹²。

先述の通り、「政党」は「国民の輿論公議を代表する¹¹³」者のはずであり、政府は、「国民の輿論の府たる衆議院を無視することは出来ぬ¹¹⁴」立場にあるはずであった。そして貴族院は政府と衆議院の「中間」に位置し、両者の調和と監督をはかるもののはずであった。つまり、この3者いずれもいわば機能不全に陥るような状況を桂は作り上げた、という理解になろう。

2つ目の弊害として、第二次桂内閣においては「金権」という問題が生じていたことを指摘する。大木によれば、桂の考えは次の通りである。

108 前掲、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』〔1912〕p.165

109 同前、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』p.165

110 同前、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』p.166

111 前掲、大木「皇室の尊厳を犯し奉る桂侯」〔1910年1月〕p.13

112 同前、大木「皇室の尊厳を犯し奉る桂侯」〔1910年1月〕p.13

113 大木遠吉「貴族院に於ける政党の将来」（1909年10月）『抱負』〔1912〕p.175

114 前掲、大木「改選前の貴族院観」〔1911年8月〕『抱負』〔1912〕pp.190-191

「政治は空論の上に起たず…空論ならざる根柢ある輿論は、真面目なる国民先づ之を發す。凡そ国民の生活目的は…衣食住の問題なり。…之を約言すれば金の一字なり。…人生の大権力なるものは金權にあらざれば政權なり。…金力即ち金權と密接の關係を付する事は、實際欠くべからざる問題なり¹¹⁵」。そこで桂は、「政權と金權との密接關係を作らんと望み、深く民間經濟家と結托せんとし…大臣即ち政權の代表者と、金權即民間經濟家の有力者と、相會合して意見の交換を行う¹¹⁶」体制作りを進めた、と大木は指摘する。これによって、「公債償還額増加せられ、さしも不景氣なりし株式市場も、頓に景氣回復¹¹⁷」するという効果があったことは大木も認めている。しかし、「予算の編成」において、「国債償還募集」、「營業稅」、「所得稅」の程度などを決める際、世論を反映させることなく「一部銀行屋からの国政の指導を受けて居る」と批判し、「金權に媚びんとする」「黃金崇拜、金力的政治」である「桂の政治は売国の所為」と断じている¹¹⁸。

そして、ことは国内の政治だけでなく外交、特に「東洋方面、殊に清韓問題¹¹⁹」にも及んでいるという。たとえば「對韓策」では、統監府という政治権力、軍司令部という軍事力は「時代的政策」となりえていないと桂は判断し、「マネーを代表する東洋拓殖会社を設立せしめ、以て經濟的に韓国の統御を行はんとしつゝ、あ」と指摘する¹²⁰。そして大木は、「金權」として東洋拓殖会社以外にも具体的な会社名を挙げて批判する。「内は日本銀行、正金銀行、興業銀行、勸業銀行、台湾銀行、拓殖銀行等の半官半民的の銀行を結束して、大活動をなさしめ、韓国に対しては其銀行的勢力は、第一銀行より之を引上げ、新に正金銀行の支店を、満州、

115 前掲、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』〔1912〕pp.167-168

116 同前、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』p.169

117 同前、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』pp.169-170

118 前掲、大木「皇室の尊嚴を犯し奉る桂侯」〔1910年1月〕p.12

119 前掲、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』〔1912〕p.170

120 同前、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』p.171

南清、北清に設け、其基礎を強固にし、愈々以て内外の経済的機関を連結結束して、金力的の活動即エコノミカル、インペリアリズムを実行せんとす¹²¹。これを「輿論を軽視せる政権金権傑言政策¹²²」と評している。

「非立憲的」であることは、「神代」以来の「(御)趣旨」に反するがゆえに日本が「完全なる国家」であることを妨げる行為であり、「売国の所為」つまり「国家」に対する背信だという認識であろう。「飽くまで国家を本位として、憲政の運用を誤まらざるを期す¹²³」ことが重要なのである。したがってこの意味において、「営業税」「資本税」も「不当」だと大木は批難する¹²⁴。「多くの資本を費し、設備を構へて折角事業を向上発展させやうと企てる者に対して無闇に営業税、資本税をかけたのでは、収支の決算に於て其資本規模を小にして比較的消極的態度で営業してゐるよりも却つて損であると悟つた場合、彼等は次第に自分の事業を縮小し乃至は其資本を唯利息取主義にのみ積置いて、事業には手を出さうと¹²⁵」しない傾向を生じる可能性があるからである。しかもその結果、「一国商工業の衰微を来し」、「国家の受ける損害には測り知る可らざるものがあることは、敢て論ずるまでもない自明の理¹²⁶。つまり、「金権」に媚びる「金力的政治」により世論を反映させることなく「営業税」などを決めることは、「非立憲的」であるだけでなく、基軸的価値である「国家」の損害に結びつくという点で看過できない問題だったのである。

弊害の3つ目は、「南北朝正閏問題即教科書問題」において、「建国の精神を蹂躪し、皇家の尊威を冒瀆し奉る大非違大曲事」をおかしたことである¹²⁷。この問題は、1911年、国定歴史教科書に南北朝並立と載ったことに対し、これを批難する質問書が衆議院に提出されたことに端を発し

121 同前、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』p.171

122 同前、大木「桂内閣の政策」〔1911年8月〕『抱負』p.172

123 前掲、大木「改選前の貴族院観」〔1911年8月〕『抱負』〔1912〕p.191

124 大木遠吉「区々たる所得税減税に反対す」〔1911年〕『抱負』〔1912〕p.277

125 同前、大木「区々たる所得税減税に反対す」〔1911年〕『抱負』p.277

126 同前、大木「区々たる所得税減税に反対す」〔1911年〕『抱負』p.277

127 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.13

ている。時の総理大臣は桂で、最終的には内閣と宮内省が一致して南朝を正統と確定した¹²⁸。大木によれば、これは文部当局者だけの責任ではなく、桂が「教科書に目も通さず、盲判を捺し馴れた無責任の結果¹²⁹」であると糾弾している。大木からすれば、そもそもこの正閏問題が発生したことによって、本来必要ないはずの「国体擁護を標榜して起こ」らなければならない状況を作り出したことが、「国運を危殆」に陥れる重大な問題であったということである¹³⁰。

弊害の4つ目は「外交上の大失策」である。大木は1911年1月の時点で、「国民の輿論を無視して、独断的政見を実行せんとする桂侯の所謂、超然主義」は、「関税改正案件」の対応を誤り、イギリスの「悪感を醸成」という「外交上の大失策」を犯したと糾弾している¹³¹。第二次桂内閣は関税自主権を完全に回復すべく、1899年に発効した日英通商航海条約について、満期を迎える1年前に破棄通告を行った。そのうえで、条約改正に向けて1910年1月からイギリスと交渉を始める。しかし大木は、この破棄はイギリスの十分な理解を得たものではなく、政府の「漫然独断的の乱暴な案件¹³²」で、成り行きによっては軍事同盟である日英同盟の継続が危ぶまれると主張する。しかも政府は「国民が如何に日英同盟を重大視してゐるかを知らない¹³³」でこのような所業に出たのだとも批難している。また、日本が日露協約や日仏協約などを締結できたのは「日英同盟の無限の威力に依¹³⁴」るものであることからしても、条約の破棄は日本の国際関係を危うくする行為だと糾弾した。既述の通り、「政体」の役割は、「其時代に適應して各国の是非を斟酌して国体（国勢）民情に適

128 前掲、西田〔2009〕pp.128-129

129 大木遠吉「余は神の实在を認むるが故に如斯き信念を有す」『実業之世界』8巻10号、実業之世界社、1911年5月、p.23

130 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.13

131 大木遠吉「広軌案と外交の失態」（1911年1月）『抱負』〔1912〕pp.158-159

132 同前、大木「広軌案と外交の失態」〔1911年1月〕『抱負』p.160

133 同前、大木「広軌案と外交の失態」〔1911年1月〕『抱負』p.160

134 同前、大木「広軌案と外交の失態」〔1911年1月〕『抱負』p.162

つた政治を施す事」にある。しかし桂の政治はこれにすべて反するため、この「政体」は「君臣の関係」を壊す可能性があるだけでなく、「国体の生命」を危うくするものと大木は判断したのである。

日清戦争・日露戦争に勝利した後の時代にあって、当時の日本人が少なからず抱いていたように、大木も「吾が日本は、世界に於ける一等国の列に在る¹³⁵」という自負を持っている。しかし、「対米政策、対清政策、及、日英同盟の無限の威力に依つて確保され得た¹³⁶」のであり、「東亜の形勢は一日と雖、日英同盟を忽にするを許さない」状況であるため「永久に同盟を継続す可き明確なる必要に迫られて居る」ことも確かであった¹³⁷。しかも、「今日は列強競争、虎視眈々の世…ウツかりして居ると、赤髯緑眼の徒に征服されて、此光荣ある国家は亡ひて了ふ¹³⁸」と、経済力・軍事力の点で欧米諸国にまだ及ばないことも理解していた。だからこそ、それに抗するイデオロギーであったはずの「日本は世界に比類のない完全なる国家、真の国家である」という理念を毀損するような「国体」をめぐる状況、「政体」の問題は深刻に捉えられたと考えられる。

一方で、西園寺内閣への評価、特に財政政策への評価は高い。大木の関心の一つは、「財政上の窮塞に依つた」桂内閣の後を受けて1911年に成立した第二次西園寺内閣が、「海軍拡張策」をいかに「裁定」するかであった¹³⁹。彼の現状認識は、「米国を見よ鋭意海軍を拡張して居るのみならず、パナマ運河が数年の後に開通すれば、大西洋艦隊と太平洋艦隊とは相合して太平洋上に游伐し来る…米国は日本の敵ではないとしても、是に应ずる丈の相当の軍備は必要に違いない¹⁴⁰」というものであり、日清戦争・日露戦争の戦勝国とはいえ、上述同様、欧米に対する危機感があったこ

135 大木遠吉「青年の覚悟」『新時代』2巻3号、名教中學會ほか編、啓成社、1912年3月、p.2、5

136 前掲、大木「広軌案と外交の失態」〔1911年1月〕『抱負』〔1912〕p.162

137 同前、大木「広軌案と外交の失態」〔1911年1月〕『抱負』p.160

138 前掲、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.3-10、13-14

139 大木遠吉「曇天内閣の腕前」〔1912年1月〕『抱負』〔1912〕pp.126-127

140 同前、大木「曇天内閣の腕前」〔1912年1月〕『抱負』p.129

とは確かである。しかし、「傾聴すべき輿論とは何ぞや…未曾有の大戦に際して行つて非常特別税は、戦後に復旧するという公約の下に国民の承認を得た筈であるのに¹⁴¹」、「此上の募債、此上の増税に依つて、強いて拡張を行ふならば、海軍は目的通りに拡張されても、内政の混乱は国家を累卵の危に置く事になる…非理不当なる方法に依る軍備は、直ちに国家の破綻を意味する¹⁴²」と危惧していた。そのため、西園寺内閣は「減税の外はない…絶対に財政の緊縮主義を執つた」ことに対し、「是を以つて、現内閣の消極主義だと謂ふ。我輩は是を以つて寧ろ、真正の積極主義だと謂はんとするものである」と大きく評価している¹⁴³。

ここには、「政体」は「輿論」を重視すべき義務を負っているはず、という基準に照らして第二次西園寺内閣の財政政策を評価している様子が窺える。また、当面は軍備拡張がかえって「国家の破綻」「累卵の危」を招くという、基軸的価値である「国家」の維持という観点からも判断・評価を下していることがわかる。ただし、現在の日本経済史研究上の理解では、財政緊縮と公債整理という基本方針は、前任の第二次桂内閣の時に打ち出されたものであり、第二次西園寺内閣はその方針を引き継いだものとされている¹⁴⁴。とはいえ、陸海軍省歳出額合計は、第二次桂内閣において毎年増加していたものが、第二次西園寺内閣で確かに減少へ転じていることから、大木が客観的な事実に基づいて内閣を評価していなかったわけでない¹⁴⁵。

おわりに

大木は、「国体」「政体」の理念と実態とが乖離している面があることを問題視していた。「国体」をめぐる問題の第1は、「国体」に対する「日

141 同前、大木「曇天内閣の腕前」〔1912年1月〕『抱負』p.131

142 同前、大木「曇天内閣の腕前」〔1912年1月〕『抱負』p.129

143 同前、大木「曇天内閣の腕前」〔1912年1月〕『抱負』p.132

144 杉山伸也『日本経済史 近世-近代』岩波書店、2012年、p.272

145 三和良一・原朗編『近現代日本経済史要覧』東京大学出版会、2007年、p.74

本国民」の「固き信念」が不足していることである。これは、国民が「安んじて国家に信頼し、職業を励む事は出来ない」、「職業」を通して「国家」に貢献できない、すなわち「臣子自然の本分」という天性を発揮できないことにつながるからである。これでは日本を唯一無二の「完全なる国家」とみなすことができないばかりか、「国家」の亡失に結びつくことになる。

問題の第2は、「国体」には一切の動揺が生じていないため、本来必要はないはずの「国体擁護」が議論されている実態である。中でも、上杉慎吉・穂積八束などの憲法学者に代表される天皇主権説、江木千之・関清英などの勅選議員が「元老」を利用するにあたって方便として用いた国体擁護、そして国学者・林甕臣らが指摘した「違勅問題」「不敬演説」などの政治活動に見られる「国体」の「毀損」。これらの主張に対して大木は、日本が「立憲的君主政治」に基づく「完全なる国家」であることを基点にすべて否定し、反論を試みている。これに対し、天皇機関説を説いた美濃部達吉には共感を抱いており、笈克彦に関しては、「立憲的君主政治」が「神代」からの「趣旨」であるという大木の認識などと一致していることから高く評価している。

一方、「政体」に関する問題の第1は、「官僚政治」の存在である。これによって「武断専政」「専断処理」が行われる、「専権」・「覇者のある」状態が生じれば、日本が「不完全の国家」に陥ることになる、という意味で完全に否定されるべきものであった。そしてこうした「武断的」「専制的」「政体」の跋扈は「国」を亡ぼす可能性を含むという点において、「国家」を基軸的価値としていた大木にとってはまったく認められる存在ではなかった。ただし、これに代わるべき「政党政治」も問題がないわけでない。「国家」でなく地元の利害を考慮しがちなことから「国民輿論」の代表とはいえない場合があり、「官僚政治」に批判的態度もとらないからである。こうした原因は、議員を選ぶ「国民輿論」の側にもあると大木は考えていた。参政権を持っているにもかかわらず、国家の一員としての自覚が足りない、すなわち「臣子自然の本分」が発現できていない

という認識である。

問題の第2は、「元老」の存在である。「独断的偏見的意見を以て政治に容喙する」「政体」である「元老」の存在は、「官僚政治」と同様に「専権」・「覇者」と等しく、日本が「不完全の国家」と化すため、否定されるべきものであった。また、その「思想は殆んど今日の時勢に適合しない」という点でも「国体」を揺るがす存在として見なされた。

この「元老」の中でも特に問題視されたのが、桂太郎である。大木の理解では、桂の大きな問題点は「武断的、専制的…非立憲的」「政体」であることだった。日本は「完全なる国家」であり、「専権」「覇者」のいない「立憲的君主政治」を「神代」の「奉戴すべき趣旨」、「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨」として「徹底」させてきたと考える大木にとって、桂の存在は受け入れがたいものであったことは首肯できるだろう。

こうした「国体」「政体」の問題点に関する主張からすれば、大木が少なくとも「君主神権」的政治・天皇主権説の立場にないことは明らかであろう。思想史研究において、明治憲法下の国家体制は「顕教」と「密教」が並立していた、との指摘がある¹⁴⁶。つまり、国民全体に対しては、無限の権威を持つ天皇を神として信奉させる「建前」について学校教育などを通して教え込み、国民の紐帯と国家への忠誠心を確保する（顕教）。一方で、社会的エリートの中だけでの暗黙の了解としては、近代西洋の民主主義や自由主義の制度の導入によって政治や経済を動かしていく（密教）。こうした構造が指摘される中で、大木の場合は、国民に対して「臣子自然の本分」を果たすべきと述べ、「国体」に関する「信念」を持つよう説いてはいるが、皇統の一系性・天皇主権を肯定しつつも、天皇個人を神格化してはいない。これは、1910年代前半における大木の「国体」「政体」理念が、『古事記』や国学などだけでなく、大正デモクラシーの思潮も踏まえたものだからと考えることができる。

大正デモクラシー期の1910年代、国体論・政体論をめぐり、いくつか

146 久野収・鶴見俊輔『現代日本の思想』岩波書店、1958年、p.132

の意見対立があった。代表例を挙げれば、第1は天皇主権論と天皇機関説との対立、第2は国体論と国体否定論との対立、第3は正統学派と自由主義学派との対立である。いずれも前者は穂積八束あるいは上杉慎吉など、後者は一本喜徳郎（1867-1944）や美濃部達吉らである¹⁴⁷。この構図の中に大木を位置付けるとすれば、第1に関しては天皇機関説、第2は国体論、第3は自由主義学派ということになる。つまり大木は、穂積や上杉の主張に反発する流れの中で美濃部の学説に共感を示してはいたが、上記の第2の点に関しては美濃部とは考え方を異にしているのである。美濃部は、国体と政体とを区別せず、政体が変化したとしても国家の存立を害することはないと唱えていた。国体と政体を明確に区別し、政体のあり方が国家の存亡を左右すると考えていた大木は、おそらくこの点について首肯できなかったはずである。

寛克彦も、美濃部の国体否定的な論調に反発した一人である。しかし、天皇の政治的立場については、天皇主権説・天皇機関説のどちらにも否定的であったものの、傾向としては神権的な考えの持ち主であった。彼は、神々の生命と一体化しようと試みる皇国運動の実践や、天皇の祭祀大権を重んじ、祭政一致国家の構想を抱いていたのである¹⁴⁸。大木は寛について、「輿論政治は吾が建国の大精神であることを説いて居る」と高く評価してはいる。しかし、その学説の中核にある祭祀大権については触れておらず、「民衆」のあり方を公私で分けるべきとの大木の考えからすれば、寛の学説そのものに対してではなく、「立憲的君主政治」が「神代」からの「趣旨」であるという自らの主張に沿う部分のみに対して高評価を与えたのであろう。

彼が「国体」や「政体」に関する論説を発表したのは、天皇機関説が当時の学界の通説になり始めた頃であり、時流に乗った主張ともいえる。

147 大塚桂「天皇制論を読み直す（10・完）—創られた伝統の解義—」『駒澤法学』13巻2号、駒沢大学法学部、2013年11月、p.73

148 西田彰一「寛克彦の皇族論について」『立命館大学人文科学研究紀要』107号、立命館大学人文科学研究所、2016年3月、p.18

ただし、自身も「素より憲法学者でもなんでもない¹⁴⁹」と述べているように、その「国体」論・「政体」論は、憲法学的な解釈に拠っているというよりも、「立憲的君主政治」は「建国当初の制度」であるという理解に根拠を置いている。これは明治初期に近代国家のあり方を構想した人々の間では相応に広まっていた考え方ではあるが、『古事記』と国学にも大きな興味を抱いていた大木にあっては、世界に対峙する日本を支えるイデオロギーとして、いわば「信念」となっていたかもしれない。

だからといって算のように宗教的な色彩を帯びることはなく、あくまでも「国家」の維持には「立憲的君主政治」が最適である、という認識に基づいていた。「国家」の維持を重視したのは、幕末維新时期以来、日本の知識人が抱き続けてきた危機感を大木も共有していたためであろう。「今日は列強競争、虎視眈々の世である。…ウツかりして居ると、赤髯緑眼の徒に征服されて、此光榮ある国家は亡びて了ふ」のである。

したがって、時事を問題と見るかどうか、基軸的価値は「国家」であるという理念、日本は「完全なる国家」「真の国家」であるという理念を基準に判断されていることがわかる。この基準に反し、毀損するような要素に対しては否定的に捉えるのである。大木のこうした姿勢は、1910年代半ば以降も一貫していくように思われる。

しかし前稿でもやや指摘したように、桂の実践した「エコノミカル、インペリアリズム」をある意味肯定的に捉えて東アジアの權益を構想する面が出てくるようにもなり、「痕跡をだも存在することを許すべきではない」と断じた貴族勅撰議員の江木千之とも1923年の大東文化協会設立に際して協力関係を有するようになる。したがって大木の考え方には堅持されていく要素と、少なくとも表面上は変化していく要素が混在していくように思われるが、その内容と理由の考察は今後の課題としたい。

149 同前、大木「穂積八東氏」〔1912年4月〕『抱負』p.324

【Article】

Oki Enkichi's Awareness of Problems Regarding Japan's "National Policy" and "System of Government" in the Early 1910s.

Sumiyo Ishii

The purpose of this paper is to discuss Oki Enkichi's(1871-1926) awareness of various issues regarding Japan's "national policy (国体)" and "system of government (政体)". Oki had his own ideas and was concerned that there was an obvious difference between his ideas and the actual conditions.

According to Oki, the first problem regarding the "national policy" was the lack of belief in it among the Japanese people. It seemed difficult to see Japan as a "perfect nation", and people were barely able to contribute to the running of the nation.

Secondly, he saw the problem of how to protect Japan's "national policy (国体擁護)". Arguments that there was no need to even discuss the "national polity" (because it was not upset in any way) were rejected by him.

Oki believed that the first issue with the "system of government" was bureaucracy. If this were to lead to tyranny, it should be completely rejected because Japan would otherwise become an "imperfect nation".

He also interpreted the existence of the elder statesmen (元老) as a problem. He considered them to be a threat to the "national policy" because their ideology did not fit the times. Among them, Oki saw Katsura Taro (1848-1913) as particularly problematic.

Thus, it can be seen that Oki's judgment of whether or not current events should be viewed as problems, was based on his idea that the Japanese "nation" was a core political value and that he saw Japan as a "perfect" and a "true" nation. In his writings, this attitude seems to be consistent after the mid-1910s.